

住民基本台帳ネットワークサービス

住民基本台帳カードを発行

昨年8月に始まった住民基本台帳のネットワーク化。全国市町村の窓口のどこでも共通の本人確認が可能になり、住民サービスの向上が図られました。さらに、今年の8月25日からは、住基サービスを効率良く受けるための住民基本台帳カードを使ったサービスが始まります。



住基ネットのサービスをより効果的に（見本の住民基本台帳カード）

住民基本台帳カード

8月25日から発行

住民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、昨年8月から住民基本台帳のコンピュータネットワーク化（以下住基ネット）が図られました。

住基ネットは、住民票などの情報のうち、氏名・生年月日・性別・住所の情報、住民票コードなどの情報を都道府県などの関係機関とネットワークで結び、住民の皆さんの負担軽減やサービスの向上を目指すのもで、導入により、全国市町村の窓口のどこでも共通の本人確認が可能となりました。

8月25日からは、この住基

ネットのサービスをより効率よく受けるため、住民基本台帳カードを使ったサービスが始まります。

高い秘密保持の

ICカードを使用

住民基本台帳カードは、本人確認情報が記録されているカードで、ICカード（半導体集積回路を埋め込んだもので記憶容量が多く、偽造や変造などが困難なカードで、高い秘密保持の機能を持っています）が使われます。

カードは

希望者に有料で発行

住民基本台帳カードの取得は、希望者にだけ有料（500円）で発行されます。カードは、顔写真付きで生年月日や住所が印刷されているタイプと名前だけ記載されるタイプの2種類があり、カード発行の申請時に選択します。

手続きは簡単

住民ふれあい課へ

カード発行の申請には、免許証など身分が分かるものの提示が必要になります。また、顔写真カードの交付には、顔写真（縦4・5センチ×横3・

5センチ）が1枚必要になります。窓口は、住民ふれあい課で、申請をしてから数日後に交付されます。

カードの有効期限は発行後10年間で、その後も必要であれば再交付されます。カードの発行は各市町村が行うもので、他の市町村に転出した時は無効になります。姓が変わったり、住民票コードを変更したりした場合も再交付を受ける必要があります。

ほとんどの市町村で住民票の写しが交付

8月25日からは、住基ネットを活用し、今まで住んでいる市町村でしか受けられなかった住民票の写しの交付が、住民基本台帳カードなどを提示することにより、全国ほとんどの市町村で、本人や世帯の住民票の写しを受け取ることができるようになります。また、住民基本台帳カードを持つと、ほかの市町村に引越する時の手続きなどがとても簡単になります。

問い合わせ先

役場住民ふれあい課

電話 72 - 03333